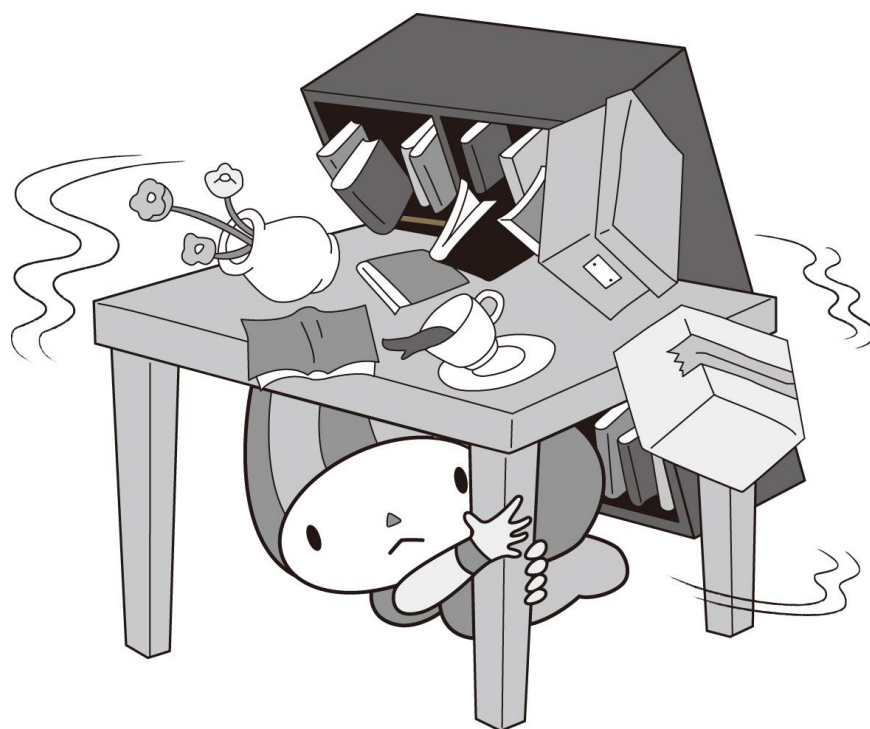


『令和5年度
下呂市木造住宅耐震リフォーム工事費補助事業』
のしおり



©岐阜県

申込期限 令和5年11月末日

下 呂 市

1. 補助制度の内容

この制度は、木造住宅の耐震化の推進のため、下呂市木造住宅耐震改修工事補助を活用し、耐震改修を行う際、同時に行うリフォーム工事について費用の一部を支援するものです。

2. 対象となる住宅

- ① 下呂市木造住宅耐震改修工事費補助事業を活用し、耐震改修工事を行う木造住宅であること。
 - ② 現に居住している住宅であること。
 - ③ 併用住宅の場合は過半が住宅であること。（補助対象は住宅部分のみ対象となります）
-

3. 対象となるリフォーム工事

- ① 新築、改築、外構工事を除く総てのリフォーム工事
- ② 市内に住所を有し事業を行う事業者又は市内で事業を行う個人事業者（市内に住民登録がある個人）が行うリフォーム工事

【留意事項】 次の工事は補助の対象外となります。

- ・ 補助金を受けようとする申請者自身が行う工事業者を伴わない機器・設備等の購入費
- ・ 移動または取外し可能な機器又は製品の購入費用
- ・ 申請者が施工業者の場合の労務費用
- ・ 解体のみの費用
- ・ 国・県・市その他の補助制度を利用する工事で、本補助と重複形状となる費用
- ・ その他市長が認めない住宅リフォームに係る費用

4. 補助金の額（1戸当たり1回のみ活用可能）

補助対象事業費	補助率	補助限度額
150万円または実際のリフォーム工事費用のうち、いずれか少ない額	1 / 3 以内	最高 50万円

注1) 国・県・市その他の補助制度を利用する場合は、対象費用が重複しないこと

注2) 補助対象事業費が上記限度額を上回った場合、上回った部分については自己負担となります。

5. 助成を受けられる方（補助対象者）

次の各要件を満たす方が補助の対象者となります。

- ① 対象となる木造住宅にお住いの所有者個人（特段の理由により所有者が実施できない場合は市長が認めた方）
- ② 木造住宅の所有者個人及び同居の親族に市税等の滞納がない方
- ③ 下呂市木造住宅耐震改修工事補助を活用し、耐震改修工事を行う方

【留意事項】 次のいずれかに該当する方は補助の対象外となります。

- ・ 独居世帯の世帯主で老人ホームその他の施設に入所又は入院（短期入院を除く。）中の方。ただし、住宅リフォームを行うことにより、退所又は退院が可能となる方は除く。
- ・ 居住の実態のない方及び住宅リフォーム後の住宅に引き続き居住しない方。

6. 注意事項

- ・ 岐阜県及び下呂市が行う他の補助金、資金貸付及び利子補給等（岐阜県が実施する岐阜県住宅リフォームローン利子補給金を除く。）を活用する場合にあっては、補助対象経費が重複しないこと
- ・ 工事契約は木造住宅耐震リフォーム補助金交付決定通知書を受理したあとに行ってください。補助金交付決定前に契約された工事は補助が受けられません。

7. 助成の申請手続き

① 耐震リフォーム工事の相談

下呂市役所建設総務課窓口で耐震リフォーム工事補助の相談を受付けています。補助対象になるかどうかや、補助申請手続きの説明を行っていますので、お気軽に相談ください。

【留意事項】

◆下呂市木造住宅無料耐震診断を受診済の方は耐震診断結果報告書を持参ください。

② 建設総務課からの情報提供

耐震リフォーム工事費補助事業の手続き書類をお渡しします。

【留意事項】

◆下呂市耐震改修工事費補助を活用し行う耐震改修工事と同時に行うリフォーム工事に限ります。

③ 施工業者への見積依頼

耐震リフォームを行う施工業者へ工事費の見積を依頼し、見積書を受理してください。

【留意事項】

- ◆施工業者は市内に住所を有し事業を営む事業所又は市内で事業を営む個人事業者（市内に住民登録がある個人）に限ります。
- ◆次の費用は補助対象外となります。
 - ・補助金を受けようとする申請者自身が行う工事業者を伴わない機器・設備等の購入費
 - ・移動または取外し可能な機器又は製品の購入費用
 - ・申請者が施工業者の場合の労務費用
 - ・解体のみの費用
 - ・国・県・市その他の補助制度を利用する工事で、本補助と重複形状となる費用

【留意事項】※施工業者様

◆見積書作成について

- ・見積書の宛名は建物所有者（＝補助申請者）となるよう作成ください。
 - ・可能な限り「一式」とならないよう、工種別の細目表記をお願いします。
 - ・消費税相当額が含まれるか・いないかの表示をお願いします。
- その他ご不明な点は下呂市役所建設部建設総務課へお問い合わせください。

④ 耐震リフォーム工事費見積書の受取り

見積を依頼した施工予定業者から、見積書の内容について説明を受けてください。

【留意事項】

◆不明な点は十分に説明を受け、内容について承諾されることが必要です。

⑤ 補助金交付申請書の提出

建設総務課に『下呂市木造住宅耐震リフォーム補助金交付申請書』（様式第1号）を提出してください。

※下呂市木造住宅耐震改修補助に伴う「事業実施計画書」と同時に提出いただくようお願いいたします。

【留意事項】

- ◆補助の申請は工事着工1ヵ月前までに提出してください。
- ◆「下呂市木造住宅耐震リフォーム補助金交付申請書」には次の書類が必要です。
 - ・補助対象経費の見積書の写し（各工種ごとの明細書）
 - ・位置図
 - ・平面図
 - ・改修を行う部分の全景・近景写真
 - ・承諾書（様式第2号）
 - ・その他市が必要と認める書類

⑥ 交付決定通知書の送付

交付申請書の内容確認後、適当と認められた場合は『下呂市木造住宅耐震リフォーム補助金交付決定通知書』を送付します。

【留意事項】

- ◆ 交付申請書の内容確認に数日を要します。ご了承ください。
- ◆ 必要に応じて申請者様等へ問合せ・現地調査を行う場合があります。ご協力をお願いします。
- ◆ 内容によっては補助対象外となる場合があります。

⑦ 耐震リフォーム工事の契約

耐震リフォーム工事を行う施工業者と契約を行いましょう。

⑧ 耐震リフォーム工事の実施

耐震リフォーム工事を行います。

【留意事項】

- ◆現場記録のための写真撮影してください。
- ◆工事内容を変更・中止する場合には届出をしてください。
- ◆耐震リフォーム工事施工中に建設総務課職員・施工業者による現地立会確認を行ってください。

【留意事項】※施工業者様

- ◆現場記録のための写真撮影してください。
- ◆耐震リフォーム工事施工中に建設総務課職員・施工業者による現地立会確認を行ってください。

⑨ 耐震リフォーム工事の完了

工事が完了したら、施工業者より耐震リフォーム工事に係る資料を受取ってください。

【留意事項】※施工業者様

- ◆工事中及び完成後の写真を依頼者へ提出ください。
施工箇所が複数ある場合は施工箇所毎にまとめていただくようお願いします。
(予め施工箇所に番号を振る等していただくと便利です)

⑩ 耐震リフォーム工事費の支払い

工事費について施工業者へ支払を行います。

【留意事項】

- ◆耐震リフォーム工事費については補助額を含む全額（契約額）を業者にお支払ください。
- ◆領収書を受領してください。（支払者＝補助申請者＝住宅所有者となります）
- ◆口座振込の場合は振込通知書を保管ください。

⑪ 実績報告書の提出

建設総務課へ『下呂市木造住宅耐震リフォーム補助金実績報告書』（様式第7号）を令和6年2月末日までに提出してください。

【留意事項】

- ◆「下呂市木造住宅耐震リフォーム補助金実績報告書」には、次の書類添付が必要です。
 - ・領収書又は振込通知書の写し
 - ・写真
- ◆印鑑は耐震補強工事実施計画書に使用したものと同一ものを使用してください。

⑫ 工事完了検査

建設総務課において、工事完了検査を行います。

【留意事項】

- ◆工事完了検査は建設総務課職員が行います。

⑬ 補助金確定通知

検査後、適当と認められた場合『下呂市木造住宅耐震リフォーム補助金確定通知書』を送付します。

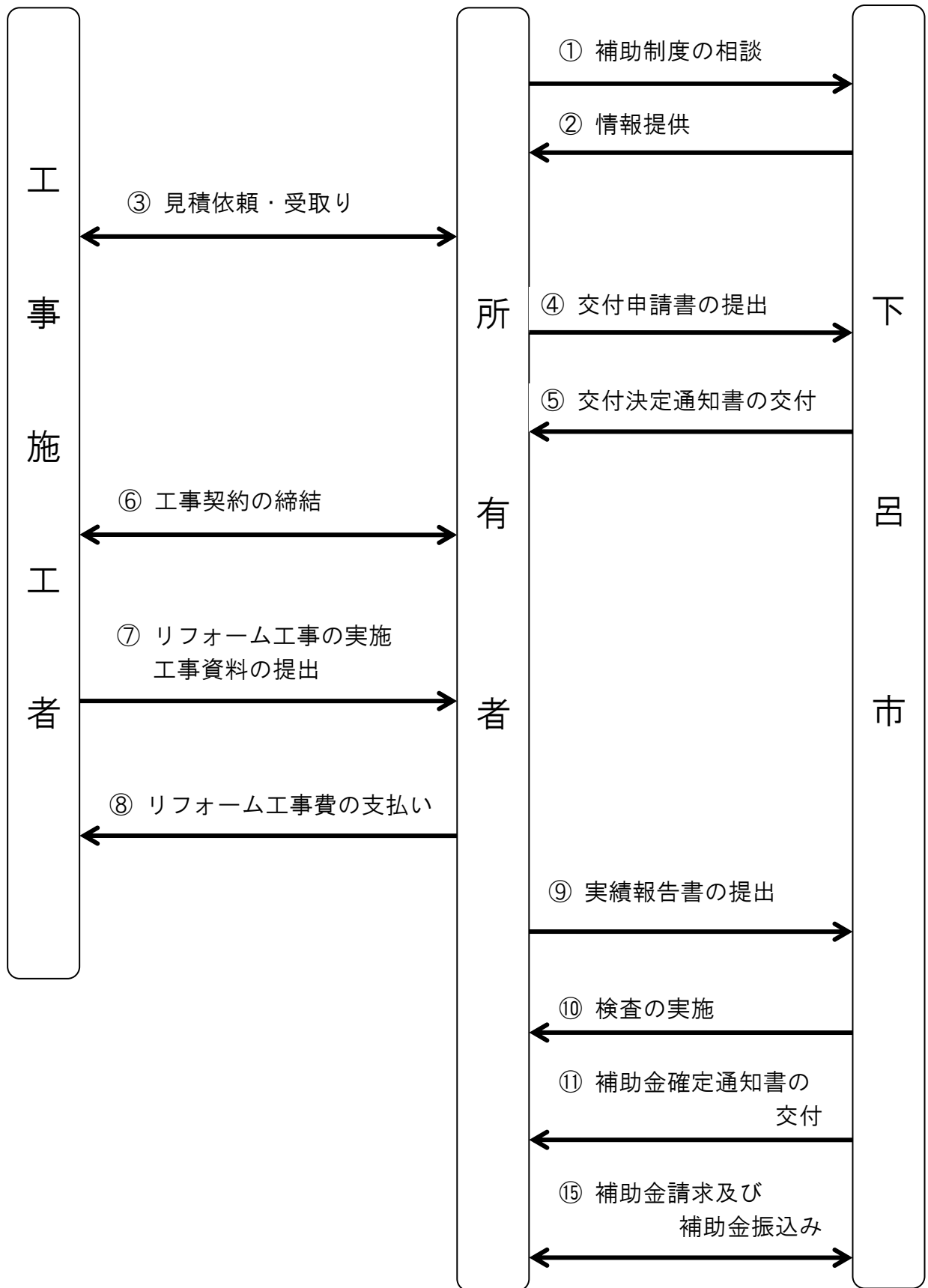
⑭ 請求書の提出、補助金の交付

『下呂市耐震リフォーム補助金交付請求書』（様式第8号）を提出ください。
あなたの口座へ補助金が振り込まれます。

【留意事項】

- ◆印鑑は補助申請手続きに使用したものと同一ものを使用してください。
- ◆請求書が提出されてから補助金が振り込まれるまでに、日数を要する場合がありますので、ご了承ください。

耐震リフォーム工事費補助事業の流れ



木造住宅耐震リフォーム工事費補助事業に関する窓口
〒509-2506 下呂市萩原町羽根 2605 番地 1 (下呂総合庁舎 2 階)
下呂市役所建設部建設総務課
電 話：0576-53-2010 (内線 115)
FAX：0576-52-3676